

利用の制限

利用内容が以下にあてはまる場合、農村環境改善センターの利用はできませんので、ご注意ください。

- 1 営利を直接目的として行う事業
(営利を目的とした宣伝、販売、求人など。)
- 2 施設や設備を破損したり、他の利用者や近隣住民に迷惑を及ぼすおそれがあるとき(騒音、振動、汚損、異臭など)
 - ・大規模な楽器演奏はできません。
 - ・食事を主にしたり、飲酒が伴うパーティー等での利用はできません。(会議等に伴って発生する軽度の飲食は認めます)
- 3 その他、当センター設置の目的に反するとき
 - ・利用申請者は、第三者に施設の使用権の全部または一部を譲渡、貸し出すことはできません。

後日、利用内容等が上記に反していることが判明した場合、利用許可後においても許可の取り消し等を行う場合があります。この場合に生じる利用者の損害に対して一切の責任を負いません。

気象警報発令時

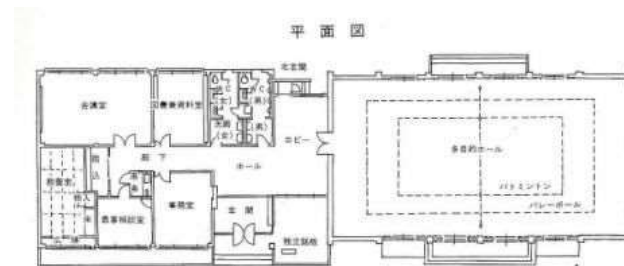
警報(特別警報、暴風警報、暴風雪警報)発令された場合

- ・施設開館中、警報(特別警報、暴風警報、暴風雪警報)が発令された時点で施設を閉館します。施設利用者のみなさまは、施設利用を中止して、速やかに退館をお願いします。
- ・警報(特別警報、暴風警報、暴風雪警報)が解除された後の利用は下記のとおりです。

午前7時までに解除された場合	通常どおり開館
午前11時までに解除された場合	午前中は閉館
	午後1時から開館
午後3時までに解除された場合	午後5時から開館
午後3時以降に解除された場合	終日閉館

- ・警報(特別警報、暴風警報、暴風雪警報)発令日から解除日までにおいて、天候を理由に利用を中止した場合、予約分の振替え変更(または還付)が可能です。

施設見取り図



施設の場所



長久手市 農村環境改善センター 施設利用のご案内

令和4年10月改定



長久手市

【所在地】
〒480-1102
長久手市前熊前山173番地

【電話番号】
0561-63-1311

農村環境改善センターについて

農村環境改善センターとは

長久手市農村環境改善センターは、地域住民の健康増進とコミュニティー活動の推進を図るための施設です。文化、体育活動や会議等に幅広く利用できます。お互いにルールとマナーを守って、皆さんが気持ちよく施設を利用できるようご協力をお願いします。

開館時間

午前9時から午後9時まで
(ただし施設利用のない場合は、午後5時で閉館します。)

休館日

年末年始(12月28日から1月4日まで)

使用料の一覧

部屋	使用料	
	午前9時～午後6時	午後6時～午後9時
多目的ホール	1時間 310円	1時間 640円
会議室	1時間 190円	1時間 190円
教養室	1時間 140円	1時間 140円
農事相談室	無料	

施設の利用手続き

利用申請

- ・毎月最終日曜日に翌々月1か月分の抽選会を行います。
※抽選会方法についてはホームページ及び農村環境改善センター掲示板に掲載します。
- ※抽選会日程が変更になる場合があります。ホームページ及び農村環境改善センター掲示板に掲載します。
- ・窓口に利用許可申請書の提出及び使用料の納付をしていただくことで正式な利用申請の受付となります。

利用の仮申請

- ・電話または窓口における口頭での利用の申出は、仮申請として1週間保持します。1週間以内に改善センター窓口へ申請書の提出及び使用料の納付をお願いします。もし、1週間を過ぎた場合は、申請する意思がないものとして、仮申請を取り消しますのでご注意ください。
- ・抽選会の日の仮申請は、午後1時から受け付けます。

利用内容の変更・取り消し

- ・利用内容(日時や部屋等)を変更する場合は、許可を受けている利用日の前日までに変更申請書を改善センター窓口へ提出してください。
- ・利用日当日の変更はできません。また、電話による変更の仮申請はできません。
- ・変更申請の際は、利用許可書をお持ちください。
- ・1つの申請日時について、変更申請が可能なのは1回限りです。
- ・申請の取り消しは不可とし、一度納入した使用料は還付しません。(天災その他利用者の責に帰することができない場合を除く。)

施設を利用する際は

- ・申請の際にお渡しした利用許可書を必ずお持ちください。事務員が利用許可書を確認の上、部屋の利用を認めます。
- ・終了時には「使用後点検表」により点検、記入を行い、事務員に提出してください。
- ・利用時間には後片付けや点検の時間も含まれます。終了時間には退出を完了してください。

利用上の注意事項

- ・車は必ず白線で区切った駐車スペースへ止め、路上に止めることのないようにしてください。改善センターを利用しない人の駐車はできません。
- ・敷地内は全面禁煙です。
- ・ごみは必ず持ち帰り、使い終わった後は整理整頓及び清掃をお願いします。
- ・施設や備品などを破損、汚損等した場合は事務員に申し出てください。利用者の責に帰する場合は、弁償していただく必要があります。
- ・施設内に私物を保管することはできません。施設内に存置したことにより、紛失等が生じても一切の責任を負いません。
- ・忘れ物は3か月間は保管しますが、その後処分しますので忘れ物がないよう退出時にはご注意ください。

変更申請を行う場合は、原則として許可を受けている利用日から2か月の間で使用してください。
※2か月の間で変更申請が行えない場合は、施設管理者に、変更申請を行えない理由を申し出てください。

各部屋の紹介



多目的ホール
312㎡



会議室
54㎡



教養室
40㎡